せいかつ こころえ 生活の心得

この生活の心得は、本校の教育方針に従ってよりよい校風を築きあげるために、もっとも基本的なことを
崇しました。これらを進んで守って、朝るい学校生活の確立に努めることが大切です。

1. 学習について

- (1) 学習は生徒の本分であり、学校生活の中心であるから、積極的かつ活発に特づように努める。
- (2) 授業開始の予鈴がなったら着席し、授業の準備をする。
- (3) 授業は常に自主的・積極的態度でのぞみ、疑問や不明箇所はそのままにしておかず、そのつど解明・理解できるように努力する。
- (4) 教室は常に清潔にし、落ちついた環境で学習活動ができるようにする。
- (5) 授業中の飲食、携帯電話の使用を禁止する。
- (6) 授業が効果的、円滑に進行するように各委員・教科係は教科担当教員との連絡を密にするよう留意する。
- (7) 教室移動は休み時間中に速やかに行う。

2. 特別活動について

- (1) ぶ・同好会活動に積極的に参加し、心身の調和のとれた個性の伸長を図る。
- (2) 生徒会活動・ホームルーム活動を通して生徒相互の親睦を深め、自主的・実践的な態度の育成に努める。
- (3) 学校行事の運営に参加し、協力してよりよい生活を築くよう努める。

3. 登校・下校について

- (1) 登下校時は制服を着用する。
- (2) 8時45分までに登校しHR教室に入る。
- (3) 下校時刻は17時とし、それ以後の残留は関係職員の付添いを必要とする。(18時30分まで)
- (4) 登校後の外出は認めない。ただし、通院などクラス担任が必要と認めた場合は外出許可証を提出し、
 善許可を得る。
- (5) オートバイ・自動車・電動キックボード等を運転・同乗して登下校することは禁止する。なお、特別な事情での送迎は、保護者が事前に申し出ること。
- (6) 自転車通学を希望する者は任意保険に加入し、自転車通学許可願を提出すること。

to # き こ く そうたい **4. 欠席・遅刻・早退について**

- (1) 連絡については、次のいずれかの方法で連絡すること。
 - ① 欠席等運絡システムまたは電話にて、8時30分までに保護者が行うこと。また、欠席が数日間続く場合(ウイルス態染等)ややむを得ず生徒本人が欠席運絡する場合は電話にて運絡すること。
 - ② 生徒手帳の諸届欄に記載し、保護者捺印のうえクラス担任に届け出る。
- (2) 遅刻した場合は、職員室で遅刻カードに必要事項を記入し、所属学年教員の押印を受け教室まで持参し、教科担任に提出する。

(3) 草遊する場合はクラス担任より草逸許可書をもらい、首宅まで所持する。 帰宅後は首宅に着いたことを学校に連絡するとともに、保護者に草逸許可書の確認・押印をしてもらい、※に登校する首にクラス担任に提出する。

5. 校内生活一般について

- (1) 校内生活においては互いに人格を尊重し、教職員・来客に対する礼儀をわきまえ、生徒間でも互いに挨拶をかわすように心がける。
- (2) 校的の精潔整頓に努め、公葬物は大切に散物、、被損したり紛失したりしないようにする。 芳一敬損紛失した場合には、遠やかに関係職員に届け出る。
- (3) 不必要なものは持ってこないようにする。
- (4) 多額な金品を持ってこない。
- (5) 貴重品については、原則、自己の責任の下で管理する。やむを得ない時は職員室に預ける。
- (6) 文書や印刷物を提示・配布したりする場合は、文責を明らかにし、関係職員の許可を受ける。
- (7) 学校の施設、用具を使用する場合は事前に関係職員の許可を受ける。

6. 校外生活について

- (1) 風紀上好ましくない飲食店・娯楽施設等には立ち入らないこと。
- (2) 近隣の人達に迷惑をかけないこと。
- (3) アルバイトは保護者の承諾を必要とする。青少年保護育成条例及び本校の指導方針に基づき以下の項目を守ること。
 - ア制服着用でのアルバイトは禁止する。
 - イ
 未成年者が立ち入れない場所でのアルバイトは禁止する。
 - ウ危険を伴うアルバイトは禁止する。
 - エ 夜10時以降のアルバイトは禁止する。
- (4) オートバイや自動車の発許を家庭での話し合いの結果、戦得することになった場合は、以下の学校の指導的容の資質を持ること。

取得の際の指導内容

- ア 登下校時の乗車(学校行事、部活動、休日や放課後の登下校等も含む)は禁止する。
- イ制服着用による乗車は禁止する。
- ウ 取得のために学校を休まない。
- エ 交通法規を遵守する。
- オ任意保険に必ず加入する。

7. 服装・頭髪について

- (1) 制服は学校指定のものとする。
 - ① 冬季 (11月1日~4月30日)

所定の制能を着用した終心を章をつける。整下校の際は常に着用する。 また、登下校時に制能の子に防寒着を着用することを認める。ただし、校内での着用は禁止する。

② 夏季軽装期間 (5月1日~10月31日)

首のワイシャツ・ブラウス (単純でもよい)、首または紺のポロシャツを着用する。 軽装期間中であっても上着を着用することを認める。ただし、防寒着の着用は禁止する。

注意。柄もの・カラーシャツは認めない。

- 。ワイシャツは必ずズボン・スカートの下に入れて著用する。
- ・新制服について
- (2) セーター、ベスト、カーディガン、トレーナーについて
 - ◆冬季の登下校は上着を着角し、セーター・ベスト・カーディガン・トレーナーのみでの登校はしないこと。
- (3) 防寒着は制服の上に着用してもよい。
- (4) サンダルやクロックス等での通学は認めない。
- (5) 頭髪について、脱色・染髪・パーマ・エクステは認めない。
- (6) 華美な装飾(品) は避けること。
- (7) 制能以外のものを著名するときは、異装備をクラス担任に届け出て許可を受ける。

8. その他

- (1) 校的外を問わず、釜路の貸し借りや、物品の売買をしない。また、飲酒 (ノンアルコールビール等も含む)・ 製煙 (電子タバコ等も含む)を禁止とし、酒類 (ノンアルコールビール等も含む)や製煙具 (ライター、電子 タバコ等)を前持することも禁止とする。
- (2) いかなる場合でも絶対に暴力をふるってはいけない。
- ※ 服装・頭髪が守られていない場合等、校則に違反した者については学校で特別に指導を行う。

れいわ なん がっ にちかいてい 令和5年7月25日改定